

○警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程

(昭和 62 年 3 月 7 日警察訓令第 3 号)

**改正** 平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号 平成 4 年 10 月 2 日警察訓令第 17 号  
平成 7 年 7 月 7 日警察訓令第 15 号 平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号  
令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号 令和 4 年 5 月 17 日警察訓令第 26 号

警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和 27 年法律第 245 号。以下「法」という。)に定める岡山県の警察官の職務に協力援助した者(以下「協力援助者」という。)が法第 2 条に規定する事由により災害を受け、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程(昭和 43 年岡山県警察告示第 1 号。以下「告示」という。)第 3 条第 1 項の規定により当該災害が警察官の職務に協力援助したための災害であると認定された場合における当該協力援助者又はその遺族に対する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類)

第 2 条 見舞金は、死亡見舞金、障害見舞金及び負傷見舞金とする。

(死亡見舞金)

第 3 条 死亡見舞金は、協力援助者が死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に支給する。

2 前項の死亡見舞金の最高限度額は、2,520 万円とする。

(遺族の範囲及び受給順位)

第 4 条 死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 協力援助者の収入によつて生計を維持していた協力援助者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない協力援助者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる順位とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(障害見舞金)

第 5 条 障害見舞金は、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり治癒した場合(その症状が固定したときを含む。)において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する

る法律施行規則(平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)別表第2に定める1級から14級までの等級に該当する障害が存するときに、当該協力援助者に支給する。

- 2 前項の障害見舞金の額は、規則別表第2に定める1級から14級までの障害の等級に応じ、それぞれ別表第1に定める金額とする。

(負傷見舞金)

第6条 負傷見舞金は、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給する。

- 2 前項の負傷見舞金の額は、別表第2に定める金額とする。

(見舞金の調整)

第7条 障害見舞金を受けた協力援助者の障害の程度に変更があつたため、新たに規則別表第2に定める他の等級に該当するに至つた場合又は障害見舞金を受けた者が同一の傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障害の程度変更前又は死亡前の障害の等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

- 2 既に障害のある協力援助者が、負傷又は疾病により更に同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害の等級に応ずる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応ずる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

(見舞金に関する具申)

第8条 所属長は、法第2条に規定する事由により災害が発生し、告示第3条第1項の規定により当該災害が警察官の職務に協力援助したための災害であると認定されたときは、見舞金の支給に関する具申書(様式第1号。以下「具申書」という。)を警察本部長(以下「本部長」という。)に提出するものとする。

- 2 具申書には、告示第3条第2項に規定する災害給付通知書の写し及び本部長が必要と認めて指定した書類を添付するものとする。

(支給の決定)

第9条 本部長は、前条に規定する具申書を受理したときは、速やかにこれを審査し、見舞金の支給に関する決定を行う。

- 2 本部長は、前項の規定による決定を行つたときは、見舞金支給決定通知書(様式第2号)により、具申を行つた所属長に通知するものとする。
- 3 本部長は、第1項に規定する決定を行うに当たり、社会通念上見舞金を支給することが著しく妥当性を欠く場合には、見舞金の全部又は一部を支給しない旨の決定を行うことができる。

(支給手続)

第10条 前条第1項の規定による決定を行つたときは、当該協力援助者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

(文書の保存)

第 11 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
見舞金の支給に関する具申書	警務課	5 年
見舞金支給決定通知書	受理した所属	5 年

附 則

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 2 日警察訓令第 17 号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 7 月 7 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 7 年 7 月 7 日から施行し、この訓令による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
    - (1) 警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程  
〔略〕

附 則(令和 4 年 5 月 17 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

障害等級	最高限度額
第1級	1,870万円
第2級	1,550万円
第3級	1,360万円
第4級	1,210万円
第5級	1,030万円
第6級	900万円
第7級	760万円
第8級	640万円
第9級	558万円
第10級	485万円
第11級	412万円
第12級	358万円
第13級	300万円
第14級	226万円

別表第2(第6条関係)

区分	金額
療養の期間が2週間未満の場合	23万円以内
療養の期間が2週間以上1月未満の場合	46万円以内
療養の期間が1月以上3月未満の場合	76万円以内
療養の期間が3月以上6月未満の場合	120万円以内
療養の期間が6月以上の場合	150万円以内
療養期間が6月を超える場合においては、230万円の範囲内で1月について12万円まで加算することができる。	

備考： 原則として療養の期間は、初診時の診断を基準とする。